

【資料 2】

第 5 期障がい福祉計画・第 1 期
障がい児福祉計画の策定について

熊本県障がい福祉計画(概要)
第5期障がい・第1期障がい児福祉計画
〔平成30年度～平成32年度〕

未定稿

平成29年8月23日現在
熊本県障がい者支援課

1

2

障害福祉・障害児福祉計画について

1 障害福祉計画 障害児福祉計画について

・ 障害福祉計画

○市町村及び都道府県においては、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
(障害者総合支援法第88条第1項、第89条第1項)。

・ 障害児福祉計画

新規

○市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
(改正児童福祉法(平成30年4月1日施行)第33条の20)
○都道府県は、基本指針に即して、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
(改正児童福祉法(平成30年4月1日施行)第33条の22)

※ 3年を1期として、計画を策定

※ H29年度は、第4期障害福祉計画期間(H27年度～29年度)の最終年度。

今年度中に「第5期障害福祉計画」(H30年度～32年度)を策定する必要がある。
新たに、「第1期障害児福祉計画」(H30年度～32年度)の策定についても義務化。
(障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体のものとして作成可能)

3

障害福祉・障害児福祉計画について

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	熊本県障害者計画 (第3期：H15～22)					熊本県障がい者計画 (第4期：H23～26)				熊本県障がい者計画 (第5期：H27～32)					
	熊本県障害福祉計画 (第1期：H18～20)		熊本県障がい福祉計画 (第2期：H21～23)		熊本県障がい福祉計画 (第3期：H24～26)		熊本県障がい福祉計画 (第4期：H27～29)		熊本県障がい福祉計画 ★ 第5期障がい福祉計画 ・ 第1期障がい児福祉計画 (H30～32)						
	第1期計画期間 (平成18～20年度)		第2期計画期間 (平成21～23年度)		第3期計画期間 (平成24～26年度)		第4期計画期間 (平成27～29年度)		第5期障がい福祉計画期間 第1期障がい児福祉計画期間 (平成30～32年度)						
	平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定		第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成		つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成		障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障がい福祉計画を作成		障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、平成32年度を目標として、障がい福祉計画(第5期障がい・第1期障がい児福祉計画)を作成						

※「障害福祉計画」は、平成27年3月に策定した「第5期障がい者計画(くまもと障がい者プラン)」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置づけ

4

障害福祉・障害児福祉計画について

2 障害福祉計画に定める事項

【市町村計画】

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- ・ 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 など

【都道府県計画】

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- ・ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ・ 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 など

3 障害児福祉計画に定める事項

【市町村計画】

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み など

【都道府県計画】

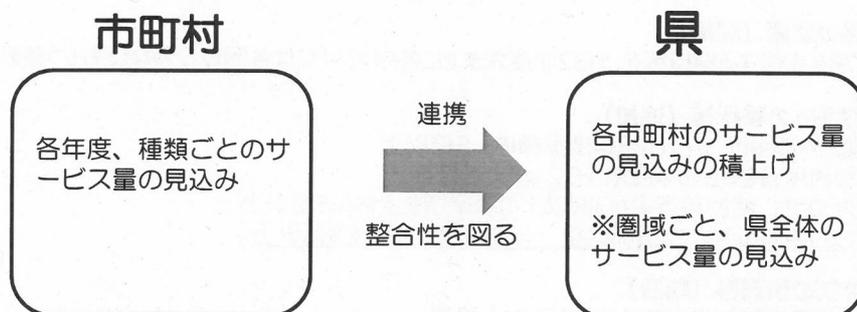
- ・ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み
- ・ 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 など

5

障害福祉・障害児福祉計画について

4 都道府県計画及び市町村計画について

- ・ 都道府県計画においては、市町村計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県計画等における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整を行うことが必要。



6

第5期障害・第1期障害児福祉計画に係る国の基本指針について

1 次期計画における基本指針等

- ・第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の作成に係る国の基本指針の見直しについては、平成29年3月31日に告示（厚生労働省告示第116号）が行われ、同日付で都道府県へ通知。
 - 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の全部改正について（通知）（平成29年3月31日付け障企発0331第6号）
 - 「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について（平成29年3月31日付け障企自発0331第1号。平成29年6月6日付け事務連絡で誤びゅう修正あり。）

2 基本指針の主な改正内容

【主な改正内容】

- ・成果目標や活動指標について
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（成果目標：項目追加）
 - 障害児支援の提供体制の計画的な整備（成果目標：新設）
 - 福祉施設から一般就労への移行促進（成果目標：項目追加）
 - 発達障害者支援の一層の充実（活動指標：新設）
- ・その他
 - 障害を理由とする差別の解消の推進（新設）
 - 障害者等に対する虐待の防止（拡充）
 - 権利擁護の取組み、意思決定支援の促進等（新設）

7

第5期障害福祉・第1期障害児福祉計画に係る基本指針について

成果目標に関する事項

H32を目標年度

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）
 - ・H28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行
 - ・H28年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（拡充）
 - ・全ての圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
 - ・全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
 - ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を目標値として設定
 - ・精神病床における早期退院率（入院後3か月、6か月、1年時点）
（入院後3か月の退院率を69%、入院後6か月の退院率を84%、入院後1年の退院率を90%以上）
- ③ 地域生活支援拠点等の整備（継続）

障害者の地域での生活を支援する拠点等を、H32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等（追加）
 - ・福祉施設から一般就労への移行 → H28年度実績の1.5倍以上
 - ・就労移行支援事業の利用者をH28年度末から2割以上増加
 - ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
 - ・就労定着支援事業の利用者のうち、支援開始後一年の職場定着率を8割以上
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等（新設）
 - ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置
 - ・全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保
 - ・各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
（H30年度を目標年度）

8

第1章 計画の概要

背景・趣旨、位置付け

- ・ 障害者総合支援法第89条第1項及び改正児童福祉法（平成30年4月1日施行）第33条の22に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定するもの。
- ・ 第5期熊本県障がい者計画（H27～32）のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の確保に関する実施計画としての位置付け。

計画の期間

H30～32年度まで：3年間

計画の推進体制

PDCAサイクルにより、定期的に調査・分析・評価

第2章 計画の基本方針

基本理念

- (1) 自己決定と自己選択の尊重
- (2) 身近な地域で必要とするサービスの確保
- (3) 障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくり
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組み
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

基本的な考え方

- (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保
- (2) 相談支援の提供体制の確保
- (3) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい福祉圏域

10圏域（二次保健医療圏域と同一）

検討中

第3章 障がい者等を取り巻く状況

- (1) 統計データ
 - ① 人口の状況
 - ② 障がい者等の状況
- (2) 障がい当事者・家族団体からの意見聴取
- (3) 障害福祉サービスの体系

第4章 成果目標と活動指標（平成32年度を目標年度とする成果目標を設定）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 地域生活移行者数の増加
施設入所者（●人/H28末）の9.0%の●人が地域生活へ移行
- (2) 施設入所者数の減少
施設入所者（●人/H28末）から2.0%の●人減少

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 平成32年度末までに、全ての圏域ごとに精神障害者地域移行
 - ・ 地域定着推進協議会等、協議の場を設置
- (2) 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少
 - ・ 平成32年度末の1年以上の長期入院患者数（65歳以上）3,133人（65歳未満）1,273人
- (3) 精神病床における早期退院率の上昇
 - ・ 平成32年度における入院後3か月時点の退院率を 69%以上
 - ・ // 入院後6か月時点の退院率を 84%以上
 - ・ // 入院後1年時点の退院率を 90%以上

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

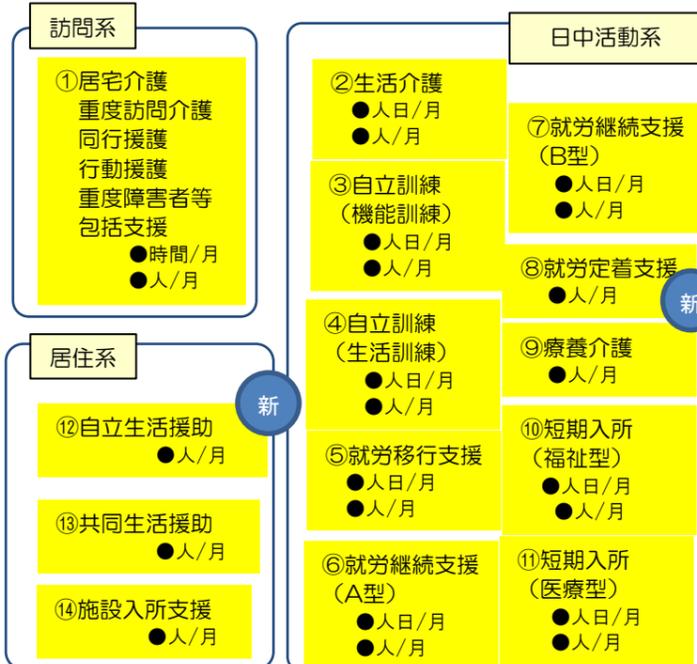
新

新

新

第5章 障害福祉サービス及び指定通所支援等の必要な量の見込み及び確保方策

1 障害福祉サービス及び指定通所支援等の必要な量の見込み及び見込量確保のための方策



2 障害児支援等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策



第6章 障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

- サービスの提供を担う人材の確保及び資質の向上、サービスの質の向上のための取組みを推進
- (1) サービスの提供に係る人材の育成
- (2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

第7章 地域生活支援事業の実施

- 障がい者等の自立した地域生活を支援するため、市町村が実施する地域生活支援事業に加えて、県においては、専門性の高い相談支援事業や広域的な支援が必要な事業等を実施
- (1) 専門性の高い相談支援事業
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- (5) 広域的な支援事業
- (6) サービス・相談支援者、指導者育成事業
- (7) 任意事業

第8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

- (1) 障がい者等に対する虐待の防止
- (2) 意思決定支援の促進
- (3) 障がい者等の芸術文化活動による社会参加等の促進
- (4) 障がいを理由とする差別の解消の推進
- (5) 障害福祉サービス等事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

改章

■第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定 スケジュール（案）

	H29年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
熊本県障害者 施策推進審議会 ・ 熊本県障害者自 立支援協議会					●第1回審議会 (8/23) ①福祉計画概要 説明 ②スケジュール 説明				●第2回審議会 (11月) ①審議		自立支援協議 会 (1月) ①意見聴取	●第3回審議 会 (平成30年2月) ①パブリック コメントの報 告 ②最終審議		
意見聴取				・障が い者団 体との 意見交 換会							・パブリック コメント (1月～2月)			
庁内調整等	・国基本指針 告示→ 通知 ・第4期計画 実績値の照会 ・実績値とりまとめ				・県計画素案検討 ・他計画との調整等		・県→国 中間報告		・最終案検討 ・他計画との調整等			県議会へ報告		
市町村の作業				・市町村 担当者 会議 (8/21)	・県→市町村 市町村→県 (次期計画期間のサービス見込み量の調査依頼(中間報告):9月末実施予定) (見込み方法・量、市町村計画全般について、県が内容確認:10月～12月)								県→市町村 (サービス 見込み量の 最終報告依 頼: 3月)	

第5期熊本県障がい福祉計画
 第1期熊本県障がい福祉計画
 策定